

統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会（第2回）議事概要

- 1 日時 平成19年7月31日（火）14時00分から16時05分
- 2 場所 総務省統計局 6階特別会議室
- 3 出席者
構成員：竹内啓座長、吉澤正座長代理、今泉典彦委員、大橋豊彦委員、高橋伸子委員、舟岡史雄委員
総務省：川崎茂統計局長、下河内司統計調査部長、飯島信也総務課長、杉山茂調査企画課長
- 4 議題
 - (1) 個人企業経済調査の取組の方向性について
 - (2) 平成20年住宅・土地統計調査に係る検討の進め方について
 - (3) 統計利用者、民間事業者からの意見聴取について
 - (4) その他
- 5 配布資料
 - (1) 個人企業経済調査の取組の方向性
 - (2) 平成20年住宅・土地統計調査に係る検討の進め方
 - (3) 統計の利用者からの意見聴取について
 - (4) 民間事業者からの意見聴取の進め方参考
 - (1) 統計局所管統計調査の民間開放に向けた検討の視点
 - (2) 個人企業経済調査の概要
 - (3) 「個人企業に関する試験調査」のポイント
 - (4) 平成20年住宅・土地統計調査の概要（案）
 - (5) 平成20年住宅・土地統計調査試験調査の概要
 - (6) 経常3調査（労働力調査、家計調査、小売物価統計調査）の概要
- 6 議事の概要
 - (1) 事務局から、資料1に基づき、個人企業経済調査の取組の方向性について説明が行われ、その後、意見交換が行われた。
各委員からの主な意見等は以下のとおり。
資料内容のほか、指定統計調査に従事している統計調査員に対しては民間開放によりどういった影響があるのか等といった、調査員に係る視点も考慮して検討を進める必要。
民間開放の実施により地方公共団体の事務負担がどの程度軽減するかを検証する必要。
コストについて、試験調査の受託事業者からのヒアリングでは各事業者とも赤字であったとの結果が出ており、現行経費で民間事業者が安定的に質の確保を図ることが可能かどうか

不安もある。

委託費交付額の増額は適切でないとのことだが、予算上の制約の範囲内で、初期投資を民間事業者がいかにか回収していくことができるのかといった点について、複数年契約によりどの程度コスト削減が可能となるのかを民間事業者から聴取すること等を通じてさらに検証を行うことが必要。

予算上の問題については、例えば民間開放に係る事務を国よりもきめ細かく行うことを仕様書で明確にした上で委託費を増額する、民間事業者の責に帰さない予期せぬ事由による支出増については清算段階で当該増額分を措置する等といったきめ細かい対応も考えられるのではないか。

統計調査の民間開放を検討するにあたっては、予算上の問題をはじめとした制度上の制約条件が存するが、民間開放による調査を適切に実施するためには、こうした制度を柔軟に運用することも必要と認識。

- (2) 事務局から、資料2に基づき、平成20年住宅・土地統計調査に係る検討の進め方について説明が行われ、その後、意見交換が行われた。

各委員からの主な意見等は以下のとおり。

調査方法が大きく変更される中で民間開放を行うことについては不安もある。個人企業経済調査と異なり大規模な世帯調査でもあるし、新たな調査事項も加わることから、試験調査の結果を見極めながら、結果精度の確保に向けた検討を慎重に重ねる必要。

- (3) 事務局から、資料3及び資料4に基づき、統計利用者・民間事業者からの意見聴取の進め方について説明が行われ、その後、意見交換が行われた。

各委員からの主な意見等は以下のとおり。

利用者からは、統計調査全般に係る意見を広く聴取して、民間開放の検討においても参考とするのが有意義ではないか。

統計行政の変革期においては、利用者との間でコミュニケーションを図っていく機会を増やすことには意味がある。納期に遅れたら市場がどう困るのか、といったことを聞くことはできるだろう。

民間事業者からの聴取においても、各調査に係る意見のほか、要望等を広く聴取すべき。

意見聴取を行う民間事業者については、事業所・企業に対する調査を中心に行っている事業者、世帯対象中心の事業者、地方に本拠を置く事業者など、多様な観点から選定すべき。

経常3調査に係る意見聴取については、各調査について確保されるべき質、遵守すべき業務プロセスを整理し示した上で行うことが重要。

- (4) 次回は平成19年9月下旬頃に開催予定。

<文責：総務省統計局（速報のため、今後、修正の可能性あり）>

以上